

**十勝港港湾事業継続計画（ＢＣＰ）**  
**～感染症編～**

**令和６年３月**

**十勝港港湾ＢＣＰ協議会**

## 策定、改訂等の履歴一覧

[illegible]

## 目 次

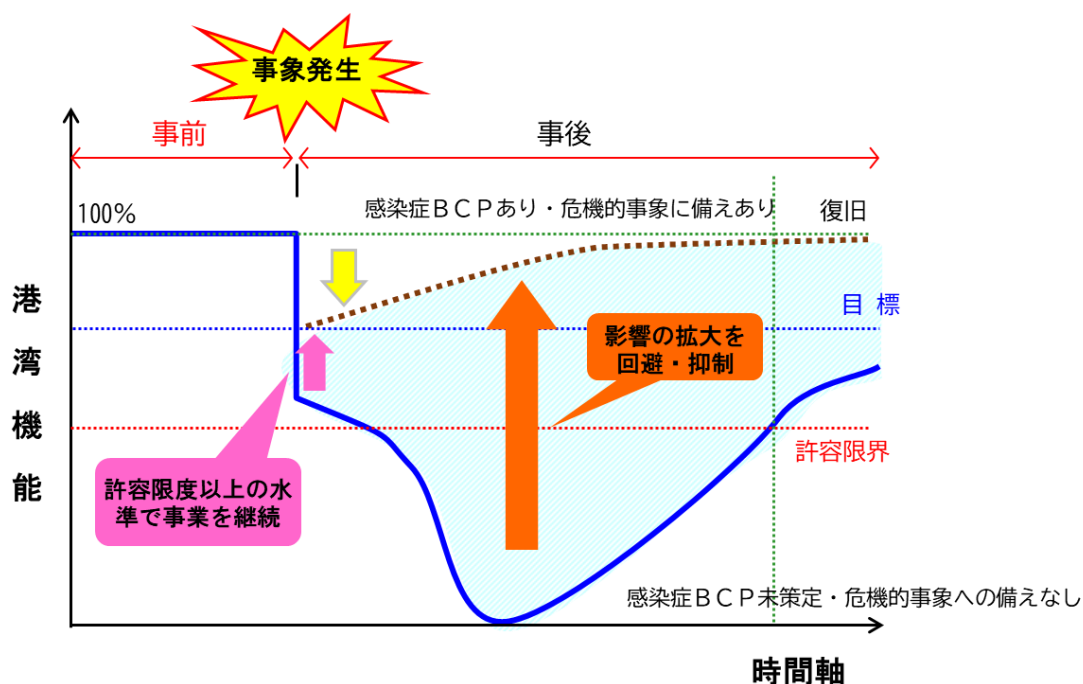
|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1. 基本方針               | 1  |
| 2. 本BCPで対象とする感染症      |    |
| 3. 実施体制               | 2  |
| 4. 本BCPで想定する対応期間・流行段階 | 4  |
| 5. 各流行段階において想定されるリスク  |    |
| 【貨物船・フェリー（物流）編】       | 5  |
| 【フェリー（旅客）編】           | 6  |
| 【災害対応編】               | 7  |
| 6. 対応計画               |    |
| 【貨物船・フェリー編】           |    |
| 1) 感染予防対策             | 9  |
| 2) 感染者等が発生した場合の対応     | 11 |
| 【災害対応編】               |    |
| 1) 感染予防対策             | 12 |
| 2) 感染者等が発生した場合の対応     | 13 |
| 7. マネジメント計画           |    |
| 1) 事前対策               | 14 |
| 【貨物船・フェリー編】【災害対応編】    |    |
| 2) BCPの見直し、改善         | 16 |

## 1. 基本方針

「十勝港港湾事業継続計画（BCP）～感染症編～」(以下「本BCP」という。)を定める背景として、我が国は資源・エネルギー・穀物においてはほぼ100%を海外からの輸入に依存し、また、その貿易量の99.6%は船舶を利用するなど、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として重要な役割を担っている。そのため、感染症まん延時には、その拡大防止と経済活動の両立が求められる中、港湾においても、物流インフラに与える影響を最小限に抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

本BCPは、感染症によって十勝港の港湾機能継続が困難となる状況を回避し事業を継続させることや、経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

また、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性があるため、本BCPに基づいて拡大防止策を迅速に講じることによって十勝港における感染拡大を的確に抑制していくことを目標とする。



図—1 港湾における感染症BCPの概念

## 2. 本BCPで対象とする感染症

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）(以下「新型コロナウイルス」という。)をはじめ、飛沫感染や接触経路とするその他の感染症を対象とし、本BCPを策定することとする。

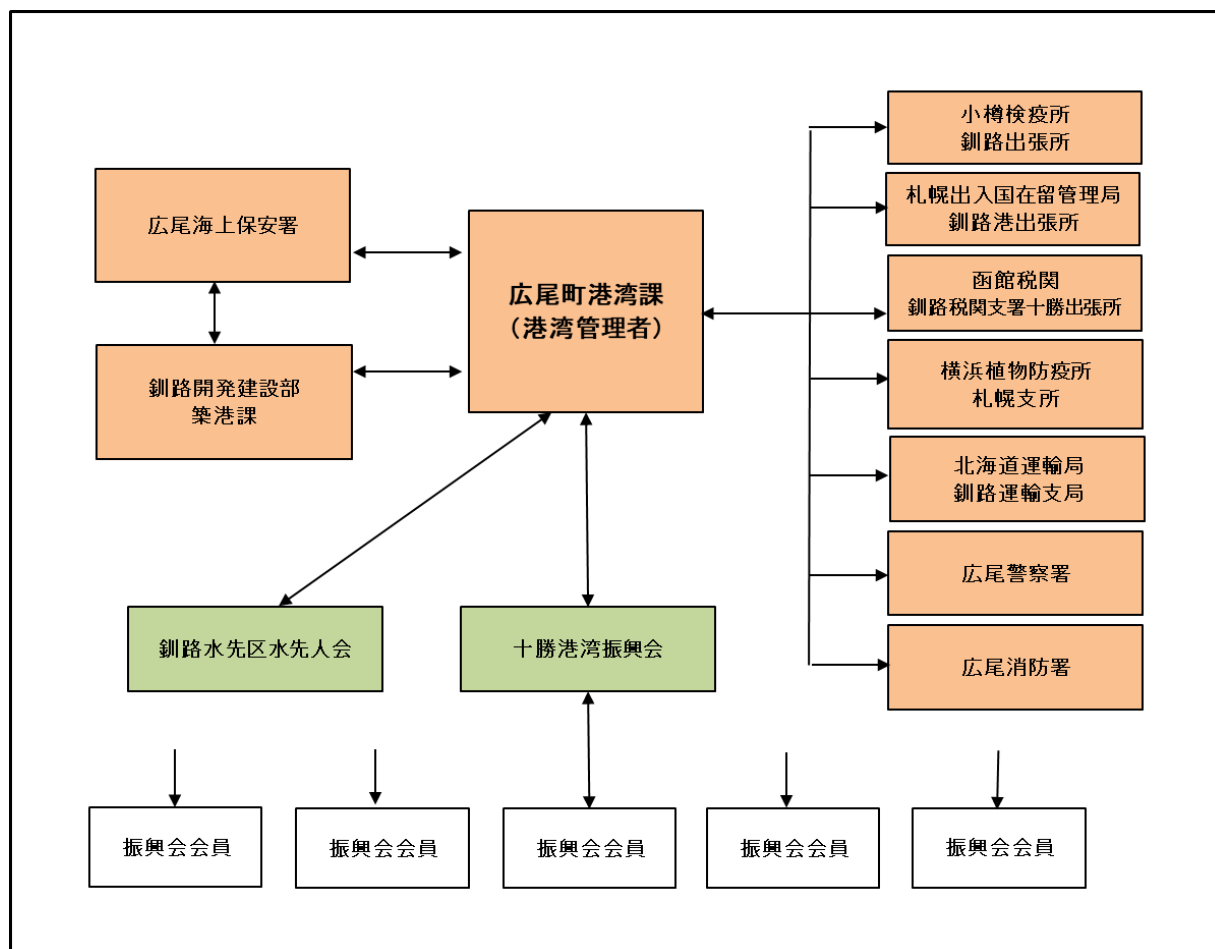
### 3. 実施体制

本BCPの実施体制については、すでに策定済みの十勝港港湾BCP策定協議会の枠組みを活用した体制とする。

表1 十勝港港湾BCP策定協議会 名簿

| 所 属              | 役 職   |
|------------------|-------|
| 広尾海上保安署          | 次 長   |
| 北海道運輸局釧路運輸支局     | 支 局 長 |
| 釧路開発建設部          | 築港課長  |
| 函館税関釧路税関支署十勝出張所  | 所 長   |
| 札幌出入国在留管理局釧路港出張所 | 所 長   |
| 横浜植物防疫所札幌支所      | 支 所 長 |
| 小樽検疫所釧路出張所       | 所 長   |
| 釧路水先区水先人会        | 会 長   |
| 広尾警察署地域・交通課      | 課 長   |
| 広尾消防署            | 署 長   |
| 十勝港港湾振興会         | 会 長   |
| 広尾町              | 副 町 長 |
| 広尾町建設水道課         | 課 長   |

表2 情報連絡体制



## 4. 本BCPで想定する対応期間・流行段階

感染症については、今般の新型コロナウイルスでも見られるように、長期的な対応も想定されることから、こうした中でも港湾における感染症のまん延防止と港湾における事業継続を図るため、以下に示す各流行段階（「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と同様に設定）を想定し、計画を策定するものとする。

### 1) 未発生期

感染症発生に備え、体制を整備する時期。防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進めておく必要がある。

### 2) 海外発生期

海外にて感染症が発生した事がニュース等マスコミで取り上げられ、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。感染症発生による港湾関係者への健康被害や港湾機能の維持・継続上のインパクトをあらかじめ分析・評価しておく必要がある。

### 3) 国内発生早期

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染をできる限り抑える時期。港湾における全国横断的な防疫・救援・保護・連絡調整体制の確立と防疫資源の重点的な投入を図る必要がある。また、港湾関係者において感染症が発生することも想定した対応が必要となる。

### 4) 国内感染期

国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。また、感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化を図るとともに、必要に応じて、港湾間の機能バックアップのための広域調整を行う必要がある。

### 5) 小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。感染症拡大の教訓を踏まえ、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する必要がある。

## 5. 各流行段階において想定されるリスク

### 【貨物船・フェリー（物流）編】

#### 1) 未発生期

- (1) 特記事項なし。

#### 2) 海外発生期

- (1) 外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生する。
- (2) 港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できない。
- (3) 外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響する。
- (4) 検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響する。

#### 3) 国内発生早期

- (1) 港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたす。
- (2) 港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなる。(特に緊急物資輸送時に留意)

#### 4) 国内感染期

- (1) 国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下する。

#### 5) 小康期

- (1) 国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発。
- (2) 外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生する。

## 【フェリー（旅客）編】

### 1) 未発生期

- (1) 特記事項なし。

### 2) 海外発生期

- (1) 国際フェリーを利用する海外渡航者、又は上陸する船員からの感染者が国内に流入する。
- (2) 国際フェリーを利用する旅客相互の接触による感染拡大が発生する。  
(注) クルーズ船と比較すると、乗客乗員の規模は小さく、運航時間は短いため、運航中に大人数が発症するリスクは相対的に少ないので、船ごと停留する事態も想定されるものの、発症者の安全かつ迅速な搬送が重要となる。また、初動対応が確立されていない中での混乱発生リスクが生じる。

### 3) 国内発生早期

- (1) フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させる。
- (2) フェリー等のクルー、ターミナル関係者等における感染発生によって、船舶の運航が停止する。

### 4) 国内感染期

- (※国際フェリー・外航定期旅客船の旅客輸送は休止されていると想定)
- (1) 国内フェリー等の利用による広域移動、離島への移動により国内感染が拡大する。

### 5) 小康期

- (1) 国内外における移動制限等の緩和に伴う船舶運航者や港湾関係者間の感染拡大が再発する。

## 【災害対応編】

### 1) 未発生期

#### (1) 特記事項なし。

### 2) 海外発生期

#### (1) 外国からの支援に起因する感染症リスク

①外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染が発生し、国内に流入する。

#### (2) 貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク

①被災地港湾に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船舶の受け入れが困難になる。

### 3) 国内発生早期

#### (1) 被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

①被災地に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ない。

②被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生する。

③離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を発生させる。

④港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が発生する。

⑤TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大する。

#### (2) 港湾利用面に関するリスク

①災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出る。

#### (3) 外国からの支援に起因する感染症リスク

①外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染症感染者が発生し、入港先の港湾や国内に流入する。

②被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなる。

#### 4) 国内感染期

##### (1) 被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

- ①被災地に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ない。
- ②被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大する。
- ③離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域へ感染を拡大させる。
- ④港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が拡大する。
- ⑤TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症がまん延させる。

##### (2) 港湾利用面に関するリスク

- ①災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面（緊急物資輸送拠点等）に支障が出る。

##### (3) 外国からの支援に起因する感染症リスク

- ①外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国外に流出する。
- ②被災地に感染がまん延しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなる。

#### 5) 小康期

##### (1) 措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク

## 6. 対応計画

### 【貨物船・フェリー編】

#### 1) 感染予防対策

##### (1) 未発生期

7. マネジメント計画を推進し、感染症に備える。

##### (2) 海外発生期

十勝港（港湾管理者）は、国土交通省北海道開発局等や帯広保健所、小樽検疫所等防疫関係機関（以下「防疫関係機関」）との連携のもとに、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、十勝港港湾BCP協議会を通じた情報共有を実施する。

海外からの渡航者若しくは乗組員から又はそれら相互の接触によって、船舶の旅客等に感染が発生する事態を想定し、十勝港（港湾管理者）は船社に対し、感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請するとともに、感染若しくは感染が疑われる症状を有する者（感染者等）が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう指示することとする。

また十勝港（港湾管理者）は、これら情報を取りまとめ、船舶運航に係る他の港湾関係者及び船社並びにその他の港湾BCP協議会構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置のためのマスクや消毒薬、検温器その他の予防・防疫資器材について、その備え置きの状況把握に努める。

##### (3) 国内発生早期

十勝港（港湾管理者）は防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、港湾BCP協議会の場を通じた情報の共有・更新を強化する。

十勝港（港湾管理者）は船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう指示することとする。

また十勝港（港湾管理者）は、これら情報を取りまとめ、他の船社等並びにその他の港湾BCP協議会構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努め、必要に応じて相互融通のための調整を行う。

#### (4) 国内感染期

十勝港（港湾管理者）は防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、港湾ＢＣＰ協を通じた情報の共有・更新を強化する。

十勝港（港湾管理者）は船社等に対し、感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう指示することとする。

また十勝港（港湾管理者）は、これら情報を取りまとめ、他の船社等並びにその他の港湾ＢＣＰ協議会構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防・防疫措置並びに感染者等に対する所要の措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材や隔離等施設及び要員の過不足の状況把握に努め、必要に応じて他港も含めた相互融通のための調整を自ら行う。

船社等は船舶の運航業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底するとともに、職員に感染が発生した場合においても、感染の拡大を最小限に抑えけるとともに業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い業務の継続性を維持できるよう、職員のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する。

感染が発生した場合は、３．実施体制に基づく関係者間の情報共有を迅速に行う。

#### (5) 小康期

感染またはその疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生することによるリスクを想定し、十勝港（港湾管理者）は引き続き、船社等に対し、感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示やアナウンスの継続等を要請する。

また、(4) 国内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて、感染症の予防・防疫資器材の補充や、対応の見直しを行い、感染症ＢＣＰの修正を実施する。

表3 各流行段階における対応方策

| 海外発生期                     | 国内発生早期 | 国内感染期                            | 小康期                                          |
|---------------------------|--------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 検温やマスク着用等の所要の防疫措置         |        |                                  |                                              |
| 感染発生事例や予防・防疫措置の情報収集及び情報共有 |        |                                  |                                              |
| 感染予防に係るポスター<br>掲示やアナウンス   |        |                                  | 感染予防に係るポスター<br>掲示やアナウンス                      |
| 予防・防疫資機材の備え置き把握・他港との相互融通  |        |                                  |                                              |
|                           |        | 職員への感染に備えたローテーション勤務<br>や職務の代替性強化 | 衛生用品等感染予防<br>対策品の補充や対応<br>の見直し、感染症BCP<br>の改訂 |

## 2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

十勝港は乗組員や乗客に感染者等が発生した場合、防疫関係者等に連絡を行うとともに、港湾BCP協議会構成員に対して適宜情報共有を行う。あわせて、防疫関係者等と対応を相談し、適宜他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- (1) 水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する必要がある。
- (2) 感染者等が乗船した船舶の寄港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- (3) 港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

## 【災害対応編】

### 1) 感染予防対策

#### (1) 未発生期

7. マネジメント計画を推進し、感染症に備える。

#### (2) 海外発生期

十勝港（港湾管理者）及び北海道開発局は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、支援船の着岸バース調整を行う。

#### (3) 国内発生早期

十勝港（港湾管理者）及び北海道開発局は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小、支援船の着岸バース調整を行う。北海道開発局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

#### (4) 国内感染期

十勝港（港湾管理者）及び北海道開発局は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小、支援船の着岸バース調整を行う。北海道開発局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

#### (5) 小康期

十勝港（港湾管理者）及び北海道開発局は感染予防対策用品の補充を実施する。

表4 各流行段階における対応方策

| 海外発生期        | 国内発生早期                  | 国内感染期 | 小康期                        |
|--------------|-------------------------|-------|----------------------------|
| 災害対応従事者の感染対策 |                         |       |                            |
| 災害対応従事者の検温   |                         |       |                            |
| 支援船のバース調整    |                         |       |                            |
|              | 屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小 |       |                            |
|              | オンラインでのリエゾン対応の検討        |       | 複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂 |

## 2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

派遣部隊に感染者等が発生した場合、防疫関係者等が他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を蒼空におこなうことができるよう港湾関係者に対して適宜情報共有を行う。また被災地における感染状況については、派遣部隊受入港湾の災害対策本部において適宜情報共有を行う。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- (1) 感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- (2) 港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

## 7. マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、国内全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し感染症BCPのマネジメント計画においては、感染症の発生・蔓延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCAサイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置などをあらかじめ文書化し関係者間で共有しておくものとする。

### 1) 事前対策

#### 【貨物船・フェリー編】

十勝港（港湾管理者）は、港湾BCP協議会構成員を活用して、感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理等を効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備する。

十勝港（港湾管理者）は、国内外における感染症発生の動向に常に注視するとともに、必要に応じて、乗員が感染した場合に備え、管轄下にある貨物船における配乗条件の把握などの受入条件等の確認をあらかじめ行い、感染発生時の対応の検討を行うとともに、可能な範囲で感染症対策や感染症の予防・防疫資機材の準備を行う。

また港湾BCP協議会構成員は、海外感染期に入った時点で、本BCP 6. 対応計画に基づいて、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体の対処行動を文書化し、関係部署に備えおくとともに、職員の出勤抑制などの措置を講じなければならなくなった際の体制の確認・見直しを行い、適宜、上記の連絡、調整体制に反映することとする。

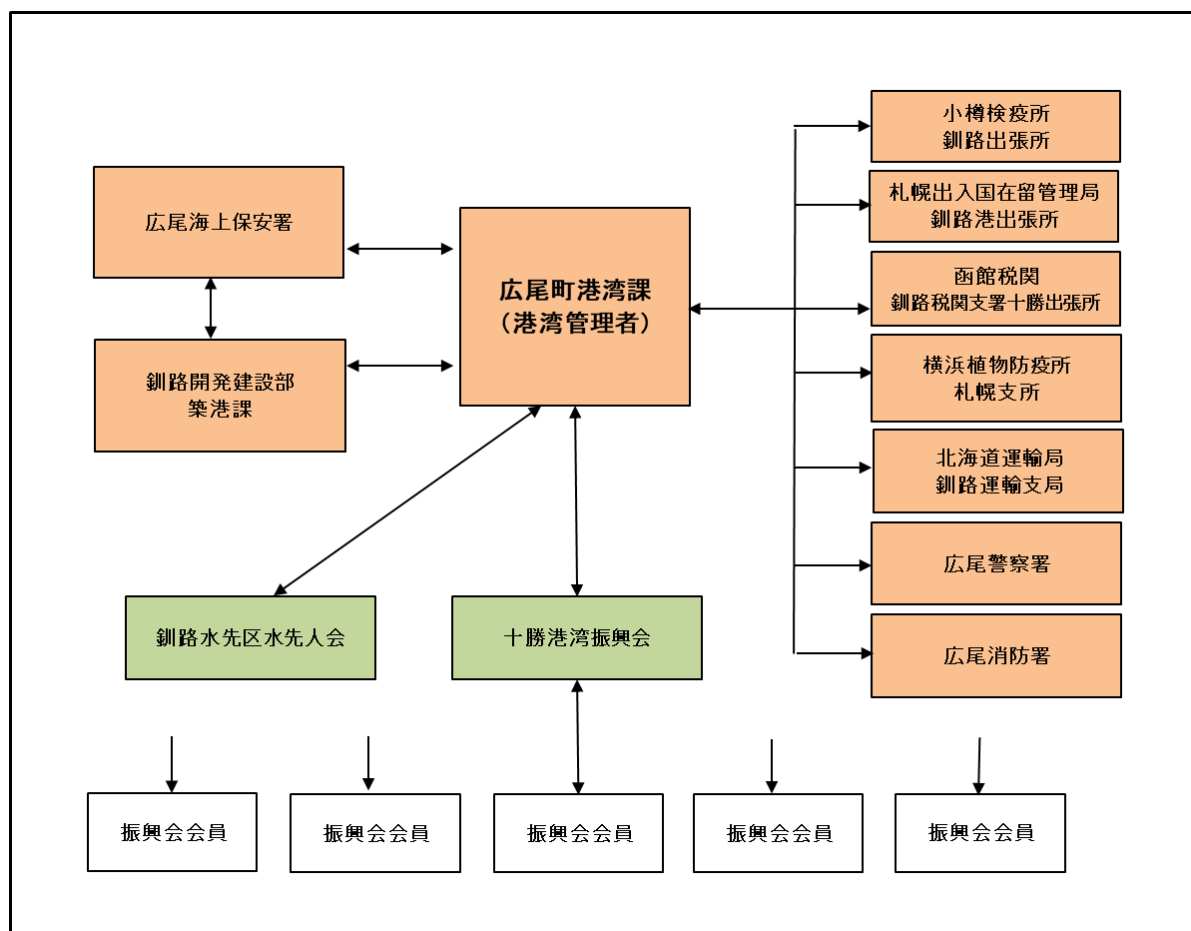
#### 【災害対応編】

十勝港（港湾管理者）及び北海道開発局は、以下について事前に調整を行う。

- (1) ホットラインの確認及び、感染症発生時における TEC-FORCE の派遣方針に関する認識の共有。
- (2) 感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するための関係者調整。
- (3) 関係業界団体と調整し、感染症発生時に災害が発生した場合を想定した港湾BCPを拡充。
- (4) 感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制の構築。(班別出勤体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫等)  
※災害対応従事者が感染症を発症した場合の業務継続の観点にも留意が必要
- (5) 感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン、波浪計・風速計などのセンサー等による遠隔地からの状況把握やテレビ会議の導入・活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築。

- (6) 被災地に感染症がまん延しており、応急復旧等が実施出来ない場合の被災者の保護、避難移動等の対応策の検討。
- (7) 複合災害（自然災害＋感染症）を想定した防災訓練の実施及びP D C Aサイクルによる実効性向上。
- (8) 防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品感染予防対策用品の確保。
- (9) 災害派遣職員の宿泊場所調整や、感染者発生時の職員待機場所となるプレハブの確保に関する関係機関との調整。

表5 感染症発生・まん延時の業務継続のための連絡体制



## 2) B C Pの見直し、改善

本B C Pの実効性を向上させるため、P D C Aサイクルの考え方にそって、十勝港港湾B C P協議会において実施する訓練や訓練結果に基づく各種検討結果及び協議会構成団体のB C P等に基づき、適宜、本B C Pの見直し・改善を行う。また、本B C Pが発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、事態の完全な収束を待つことなく、各流行段階においてB C Pに基づいてとられた具体の対処行動等の振り返り、総括を行い、必要に応じて機動的にB C Pの修正を行うこととする。

なお、本B C Pでは十勝港における対応を想定しているが、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾（背後自治体）との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である北海道開発局等とも連携の上、必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。また、本B C Pは港湾における対応を中心に記載しているが、各流行段階において取られる十勝港利用船舶の船舶運航会社などの関連する対策等との連携の重要性に鑑み、それらが明らかになった段階で適宜、B C Pに的確に反映していくこととする。